議案第87号

さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年5月26日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市図書館条例の一部を改正する条例

さいたま市図書館条例(平成13年さいたま市条例第123号)の一部を次のよう に改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

目次

第1章・第2章 [略]

第3章 文化施設(第15条—第24条)

改正後

第4章 図書館協議会(第25条)

第5章 補則(第26条)

附則

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとす | 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとす

名称	位置
[略]	1—14 E-2
さいたま市立大宮図	さいたま市大宮区 <u>吉</u>
書館	敷町1丁目124番
	<u>地1</u>
[略]	

「略]

(休館日)

- 第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) [略]
 - (2) さいたま市立北浦和図書館(以下「北浦和図 書館」という。)、さいたま市立南浦和図書館 (以下「南浦和図書館」という。)、さいたま

目次

第1章・第2章 [略]

第3章 文化施設(第15条—第22条)

改正前

第4章 図書館協議会(第23条)

第5章 補則(第24条)

附則

(名称及び位置)

る。

名称	位置			
[略]				
さいたま市立大宮図	さいたま市大宮区 <u>高</u>			
書館	鼻町2丁目1番地1			
[略]				

2 「略]

(休館日)

- 第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 「略]
- (2) さいたま市立北浦和図書館(以下「北浦和図 書館」という。)、さいたま市立南浦和図書館 (以下「南浦和図書館」という。)、さいたま

市立東浦和図書館(以下「東浦和図書館」とい う。)、さいたま市立大宮西部図書館(以下「 大宮西部図書館」という。)、さいたま市立春 野図書館(以下「春野図書館」という。)、さ いたま市立与野図書館(以下「与野図書館」と いう。)、さいたま市立桜木図書館(以下「桜 木図書館」という。)、さいたま市立岩槻駅東 口図書館(以下「岩槻駅東口図書館」という。)、さいたま市立桜図書館(以下「桜図書館」 という。)、さいたま市立北図書館(以下「北 図書館」という。)、さいたま市立武蔵浦和図 書館(以下「武蔵浦和図書館」という。)及び さいたま市立美園図書館(以下「美園図書館」 という。)

ア~ウ [略]

- (3) 「略]
- (4) さいたま市立大宮図書館(以下「大宮図書館 」という。)(文化施設及び多目的スペースを 除く。) 特別整理期間(8日以内)
- 2 「略]

(利用時間)

- 第7条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、 大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、桜 木図書館、岩槻駅東口図書館、桜図書館、北図 書館、武蔵浦和図書館及び美園図書館 午前9 時から午後8時(日曜日、土曜日又は祝日法に よる休日に当たるときは午後6時、与野図書館 の視聴覚ホールの利用については午後9時)ま で
 - (3) 「略]
 - (4) 大宮図書館 午前9時から午後9時30分ま で
- 2 [略]

(文化施設の種類)

を置く。

図書館及び分館	文化施設	
大宮図書館	学習支援室 研究席 研	
	修室 展示スペース	
[略]		

(利用)

第16条 [略]

[略]

市立東浦和図書館(以下「東浦和図書館」とい う。)、さいたま市立大宮図書館(以下「大宮 図書館」という。)、さいたま市立大宮西部図 書館(以下「大宮西部図書館」という。)、さ いたま市立春野図書館(以下「春野図書館」と いう。)、さいたま市立与野図書館(以下「与 野図書館」という。)、さいたま市立桜木図書 館(以下「桜木図書館」という。)、さいたま 市立岩槻駅東口図書館(以下「岩槻駅東口図書 館」という。)、さいたま市立桜図書館(以下 「桜図書館」という。)、さいたま市立北図書 館(以下「北図書館」という。)、さいたま市 立武蔵浦和図書館(以下「武蔵浦和図書館」と いう。)及びさいたま市立美園図書館(以下「 美園図書館」という。)

ア~ウ 「略]

(3) [略]

2 「略]

(利用時間)

- 第7条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。
 - 「略〕 (1)
 - (2) 北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館 大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与 野図書館、桜木図書館、岩槻駅東口図書館、桜 図書館、北図書館、武蔵浦和図書館及び美園図 書館 午前9時から午後8時(日曜日、土曜日 又は祝日法による休日に当たるとき並びに大宮 図書館のこども室及びAV鑑賞室の利用につい ては午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利 用については午後9時)まで
 - (3) [略]

2 [略]

(文化施設の種類)

第15条 図書館及び分館に、次のとおり文化施設 第15条 図書館及び分館に、次のとおり文化施設 を置く。

図書館及び分館	文化施設	
大宮図書館	会議室 視聴覚ホール	
	展示ホール	
[略]		

(利用)

第16条 [略]

2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、大宮図書館の文化施 設を利用できるものは、第8条第1項各号に掲げ る者又は同条第2項に規定するものとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

下「施設利用者」という。)は、その権利を他人 に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

- 第20条 大宮図書館の文化施設のうち、研究席、 第20条 大宮図書館展示ホールの使用料は、3, 研修室及び展示スペースの施設利用者は、利用の 許可を受けたときは、利用料金を指定管理者に納 付しなければならない。
- は、別表に定める額の範囲内において、あらかじ め市長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 3 附属設備の利用料金の額は、市長が別に定める 額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得 て、指定管理者が定める。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

ときは、前条第1項の利用料金を減額し、又は免 除することができる。

(利用料金の不還付)

第22条 既に納付した利用料金は、還付しない。 ただし、指定管理者は、施設利用者の責めに帰す ることができない理由により文化施設又は附属設 備を利用できない場合は、当該利用料金の全部又 は一部を環付することができる。

(原状回復の義務)

- 第23条 施設利用者は、その利用を終了したとき は、速やかに利用した文化施設又は附属設備を原 状に回復しなければならない。第18条の規定に よる利用の許可の取消し又は利用の停止の処分を 受けたときも、同様とする。
- 2 施設利用者が、前項の義務を履行しないときは、 委員会において原状に回復し、これに要した費用 は、当該施設利用者の負担とする。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴 収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定 の手続等に関する条例(平成16年さいたま市条 例第1号) 第6条第1項の規定により、指定管理 者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業

(利用権の譲渡等の禁止)

第19条 文化施設の利用の許可を受けたもの(以|第19条 文化施設の利用の許可を受けたものは、 その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならな

(使用料)

- 540円とする。
- 2 利用料金(附属設備の利用料金を除く。)の額 2 大宮図書館展示ホールの利用許可を受けたもの は、前項の使用料を前納するものとする。

(使用料の減免)

第21条 指定管理者は、特に必要があると認める 第21条 市長は、特に必要があると認めるときは、 前条第1項の使用料を減額し、又は免除すること ができる。

(使用料の不環付)

第22条 既に納付した使用料は、還付しない。た だし、市長が特に必要があると認めるときは、そ の全部又は一部を還付することができる。

務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、 委員会が図書館の管理を臨時に行うときに限り、 新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間 が終了するまでの間、市長は、研究席、研修室及 び展示スペースの使用料については別表に定める 額の範囲内において市長が定める額を、附属設備 の使用料については市長が別に定める額を徴収す る。

2 前項の場合にあっては、第20条第1項、第2 1条及び第22条の規定を準用する。この場合に おいて、これらの規定中「指定管理者」とあるの は「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料 」と読み替えるものとする。

第4章 [略]

第25条 [略]

第5章 [略]

第26条 [略]

別表 (第20条関係)

文化施設	区分		利用料金
研究席	1席1人2時間		120円
	につき		
研修室	午前	午前9時	600円
		~午後零	
		時	
	午後	午後1時	700円
		~午後 5	
		時	
	夜間	午後6時	800円
		~午後 9	
		時30分	
	全日	午前9時	2,000円
		~午後 9	
		時30分	
展示スペ	全日		3,000円
ース			

備考 準備及び原状回復のための時間は、利用料 金計算の時間に含まれるものとする。 第4章 [略]

<u>第23条</u> [略]

第5章 [略]

第24条 [略]

附則

この条例は、平成31年5月7日から施行する。